

該非判定の基礎及び モデルCP(コンプライアンス・プログラム)の概要

一般財団法人 安全保障貿易情報センター (CISTEC)
調査研究部 次長(国際担当)
田上 靖

目次

1. 輸出管理規制の基本ルール
- リスト規制及びキャッチオール規制
2. 該非判定の基礎
 - ・タイにおけるリスト規制・該非判定制度
 - ・規制品目リストの規制品目番号の構造(1桁目～3桁目の意味)
 - ・貨物の該非判定の基礎
 - ・技術・ソフトウェアの該非判定の基礎
 - ・他社・他団体からの購入貨物・技術の該非判定の注意事項
 - ・該非判定を確実・正確に行うための注意事項
3. モデルCP(コンプライアンス・プログラム)の概要
4. CISTECの役割・活動の概要

1. 輸出管理規制の基本ルール

– リスト規制及びキャッチオール規制

(1)リスト規制:

輸出する品目(貨物・技術・ソフトウェア)が、輸出管理法令上の規制品目リストに掲載の品目(リスト規制品目)に該当する場合、最終用途(エンドユース)・最終需要者に懸念性が無くても、原則として、許可必要。



- ・輸出者は、輸出する品目が、上記のリスト規制品目に該当するかどうかの判定(=該非判定)の実施が必要。

(2)キャッチオール規制:

輸出する品目が、上記のリスト規制品目に該当しない場合(リスト規制外品目)でも、最終用途(エンドユース)又は最終需要者(エンドユーザー)が大量破壊兵器等の懸念用途に関連している場合は、原則として、許可必要。

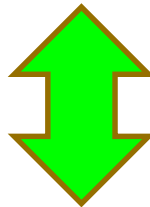


- ・輸出者は、上記の審査・確認(=キャッチオール審査)も必要。

2. 該非判定の基礎

タイにおけるリスト規制・該非判定制度

- 「両用品の輸出に関する規定(2015年公表)(2019年1月施行)」による両用品(貨物)の規制:
 - Annex 1: 規制対象貨物(2012年版EU規制リスト)
[2016年版に改定予定]
 - Annex 2: Annex 1に該当する可能性のあるHSコード一覧表
- 輸出者の実施すべき手続:
 - Annex 2の貨物の輸出者は商務省の電子システム(e-TMD)に登録
 - e-TMDのe-Classificationによる該非判定



- 技術の輸出・移転規制: 内容詳細・施行時は公表されていない。

規制品目番号のカテゴリー(0~9)(一桁目)

規制品目番号の一桁目の意味(●○○○○)

- 0 核関連物資・施設・機器
- 1 特別の物資(化学物質等)及び関連機器
- 2 材料加工
- 3 エレクトロニクス
- 4 コンピュータ
- 5 通信及び情報セキュリティ
- 6 センサー及びレーザー
- 7 航空電子装置及び航行装置
- 8 海洋関連
- 9 宇宙機器関連及び推進システム

規制品目番号の形態(A,B,C)(二桁目)

規制品目番号の二桁目の意味(○●○○○)

A: 機器、組立品、構成品 (貨物の類型)

B: 試験装置、検査装置及び製造装置
(貨物の類型)

C: 材料 (貨物の類型)

D: ソフトウェア

E: 技術

規制品目番号の規制理由(0~4)(三桁目)

規制品目番号の三桁目の意味(○○●○○)
(原子力専用品のカテゴリー0を除く)

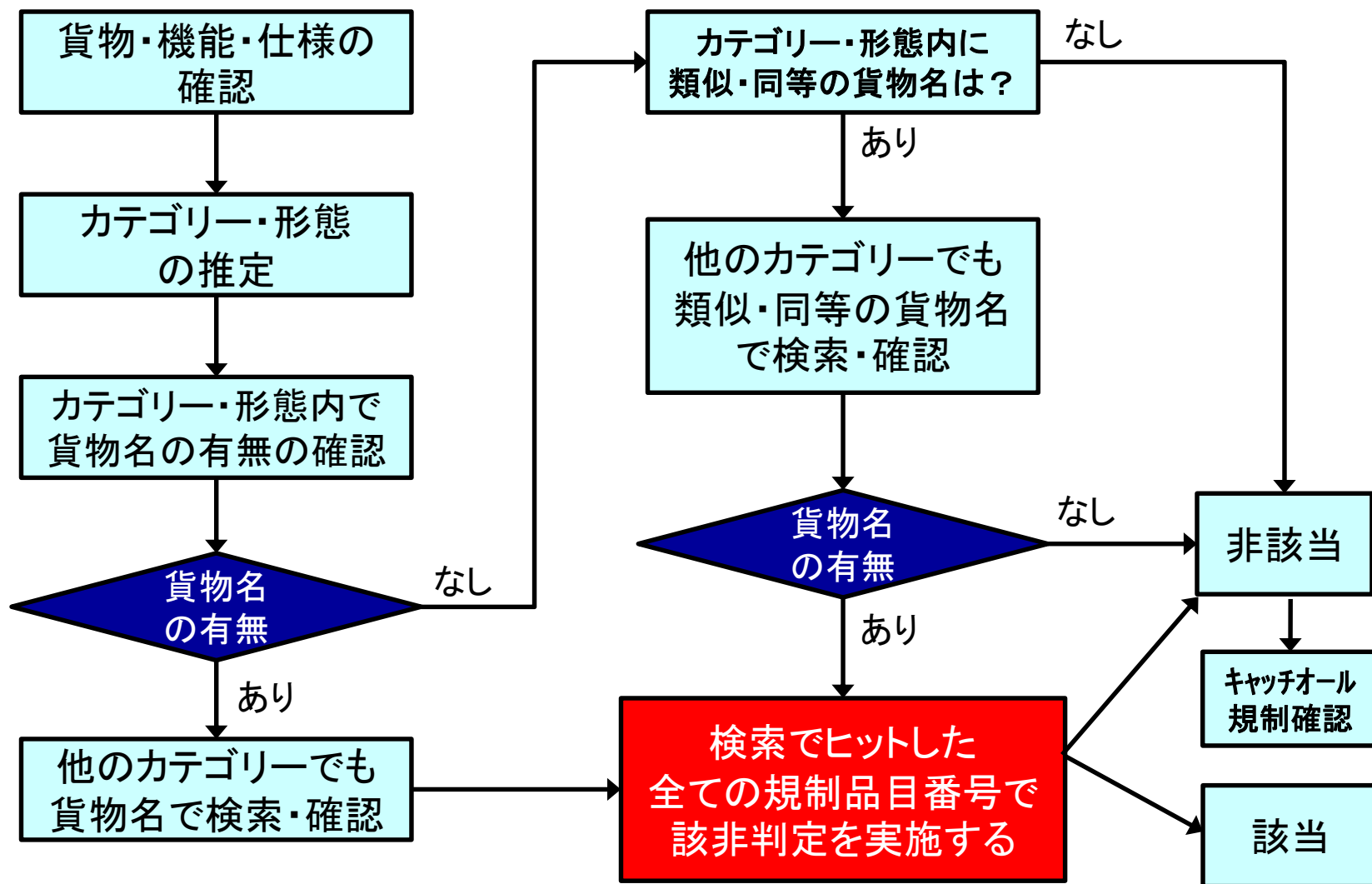
- 0: 通常兵器関連 (WA: ワッセナーアレンジメント)
- 1: ミサイル関連 (MTCR: ミサイル技術管理レジーム)
- 2: 核関連 (NSG: 原子力供給国グループ)
- 3: 生物・化学兵器関連 (AG: オーストラリアグループ)
- 4: 化学兵器禁止条約 (CWC) 関連

貨物の該非判定の基礎

貨物の輸出例

- 商取引で海外に商品を送付
- (宣伝や共同開発等のために)サンプル品を海外に送付
- 輸入した商品の返品・交換・修理のための返送
- 海外子会社へ製造装置、部品等を送付
- 海外での共同研究のために資機材を搬出
- 手荷物で海外に持ち出し

貨物の該非判定の手順



技術・ソフトウェアの該非判定の基礎

(注)以下、ソフトウェアも含め「技術」と表記

技術の定義及び提供形態

技術とは： 貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報

<u>設計</u>	設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプ ^① の製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト等の一連の製造過程の前段階のすべての段階。
<u>製造</u>	建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立て(アセンブリ)、検査、試験、品質保証等のすべての製造工程
<u>使用</u>	操作、据付(現地据付を含む。)、保守(点検)、修理、オーバーホール、分解修理

技術の提供形態：

<u>技術データ</u>	文書又はディスク、テープ、ROM等の媒体若しくは装置に記録されたものであって、青写真、設計図、線図、モデル、数式、設計仕様書、マニュアル、指示書等の形態をとるものをいう。
<u>技術支援</u>	技術指導、技能訓練、作業知識の提供、コンサルティングサービスその他の形態をとる。また、技術支援には技術データの提供も含まれる。

技術の例

	技術(ソフトウェア以外)	ソフトウェア
設計	設計解析書 設計図面 設計データ 設計技能指導等	半導体設計用の専用CAD等
製造	製造図面、組立図 製造マニュアル 検査・試験マニュアル 製造技能指導等	製造工程の条件設定用の シミュレーションプログラム等
使用	据付マニュアル 操作マニュアル 保守マニュアル 点検・修理マニュアル 使用技能指導等	数値制御装置プログラム等

典型的な技術の移転の例及び形態

■ 外国への技術の移転例

- 海外出張時に訪問先の企業等に技術を開示する
- 共同研究先に技術資料を送付する
- 海外にあるグループ会社に技術資料を送付・開示する
- 見積用の製造図面を海外の企業に送付する
- 輸出した貨物に関連した技術を輸出先に送付・開示する
- 海外での国際会議や展示会で技術を参加者を開示する
- サーバー上に保管された技術を海外からダウンロードさせる

■ 国内における非居住者へ技術の移転例 (日本の法制度の場合)

- 外国人研修生・留学生へ技術を開示する
- 国内展示会・会議等で技術を開示する
- 海外グループ会社の従業員に対して国内で研修会を実施する
- 工場の見学等で装置を見せたり、技術的な説明をする



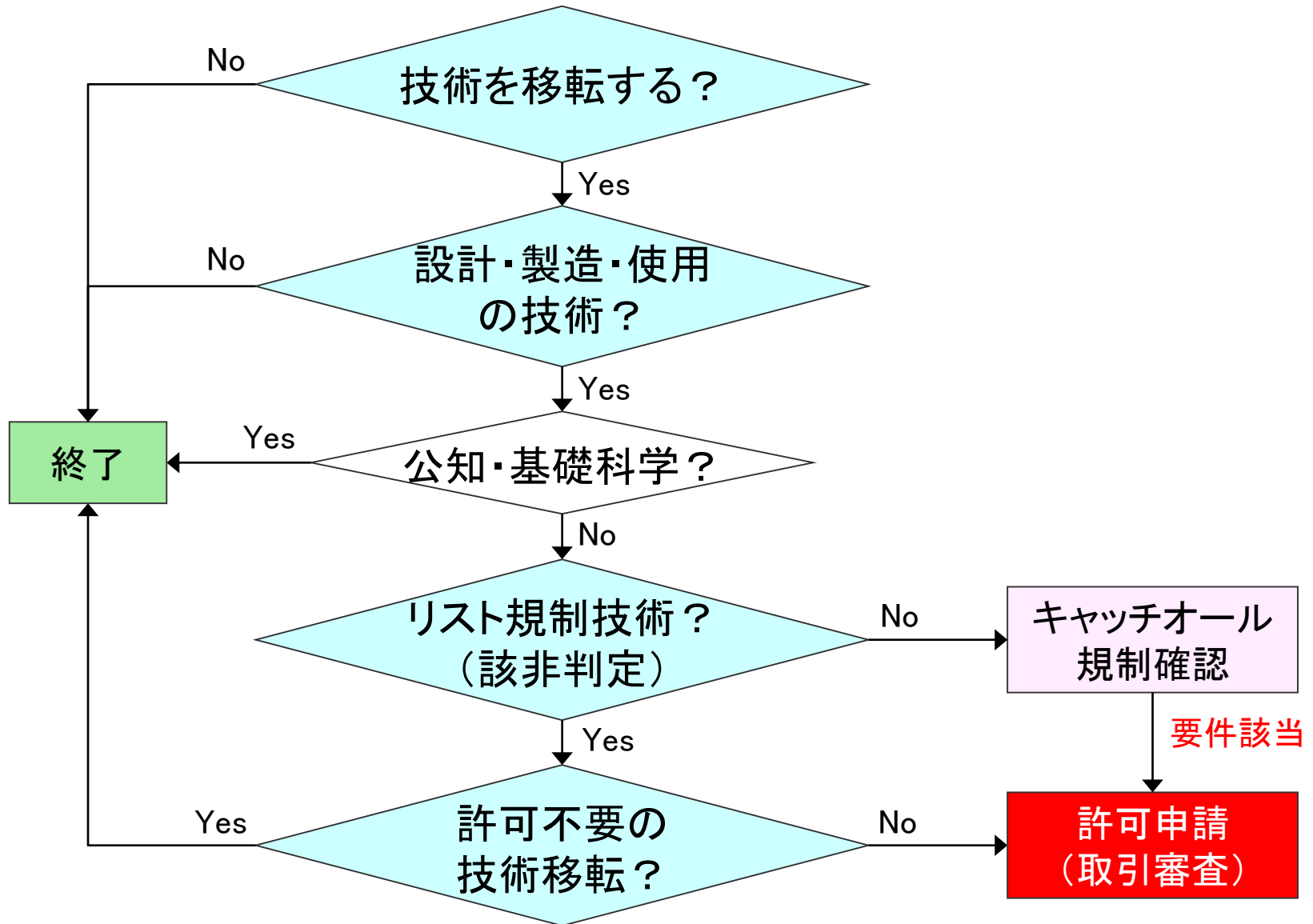
有形のみならず、無形の技術移転の場合でも、輸出管理規制適用

- ・有形技術移転: 文書、DVD・USBメモリ等の媒体等による技術移転
- ・無形技術移転: 電子メール、FAX、インターネット・イントラネット、電話、口頭等での提供

技術にあたらない例

- 人事データ
- 経理データ
- 法務データ
- 設計会議開催日時・場所連絡メール等

技術移転の管理フロー



規制対象外となる技術

- 公知の技術：誰でも制約なく入手可能な技術。
- 基礎科学分野の研究活動：
自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないもの。

規制対象外となる技術(続き)

- 貨物の据付、操作、メンテナンス、修理のために必要な最小限の技術であって、一定の要件を満たす場合。
- 市販のソフトウェアであって、一定の要件を満たす場合。

他社からの購入品目の該非判定の責任・注意事項



- X社(自社)が、他社(Y社)から購入した品目(貨物・技術・ソフトウェア)をZ社に輸出・移転する場合でも、X社は、輸出者・移転者として、当該品目の該非判定を正確に行う責務を負う。



- X社(自社)が、他社(Y社)から購入した品目につき、そのY社から受領した該非判定結果が誤っていた場合(例:リスト規制品目であるのに、リスト規制外品目と誤判定)、その誤った判定結果を検証せずに鵜呑みにして無許可で輸出・移転してしまった場合でも、X社は、無許可輸出の責任を負う。



- 従って、X社(自社)が、他社(Y社)から購入した品目を輸出・移転する場合、Y社から受領した該非判定結果を鵜呑みにせず、正しいかどうか、検証する必要がある。

該非判定を確実・正確に行うための注意事項

- 最新の適用法令に基づき、該非判定を行う。
 - * 規制品目リストは、頻繁に改正される。
- 該非判定が必要になる輸出・移転貨物・技術・ソフトウェアの全てを漏れなく特定し、該非判定を実施。
- 複数の規制番号に該当する場合がありますので、見落とさない。
- 技術・製品を理解している者及び関連法令を理解している者の双方がダブル・チェックすることが望ましい。



[上記を確実に行うためには以下の対応が重要]:

- コンプライアンス・プログラム(CP)及び該非判定についての細則ルールの策定及びこれらに基づく実務手順・仕組の構築
- 関連社員に対する、定期的かつ十分な社内教育。
- 政府主催の輸出管理セミナーへの出席。

3. モデルCP(コンプライアンスプログラム) の概要

日本におけるCP登録制度

- 経済産業省は、輸出者に対し、CP策定を強く推奨。
リスト規制該当品目の輸出者はCP策定が法的義務。
- 輸出者は、経済産業省の定める一定の基準を満たす場合、CPを経済産業省に登録出来る。
- CP登録者は、包括許可を申請出来る。
- さらに、CP登録者は、自己監査により、一定の基準を満たした場合、経済産業省のWeb上で、自社名を公表してもらうことが出来る。
- 現在、約1450社のCPが登録され、その内、約625社の社名が、経済産業省のWeb上で公表されている。

METI Web: http://www.meti.go.jp/policy/anpo/compliance_programs_pdf/kigyoukouhyou.pdf

CP策定の利点

(1)輸出者にとっての利点

- ・ 確実で適法な輸出・取引のための内部手続・責務の明確化
- ・ 効率的な内部チェックによる、ミスによる違法輸出の防止
- ・ 優良な輸出者であることを社会にアピール可能
- ・ 包括許可の申請可能

(2) 政府にとっての利点

- ・ 違法輸出の確実な防止・減少
- ・ 政府の人的リソースの懸念案件への集中

CISTECが作成・公表しているモデルCP

(1) 6タイプ:

- CISTECのWebで公表
- 経済産業省のWebで利用を推奨し、上記Webにリンク

	製造会社	商社
大会社	タイプ 1A	タイプ 1B
中会社	タイプ 2A	タイプ 2B
小会社	タイプ 3A	タイプ 3B

(2) 内容:

1. 総則
2. 基本方針
3. 組織
4. 手続
5. 出荷管理
6. 監査
7. 教育
8. 文書管理
9. 子会社及び関連会社等の指導
10. 報告
11. 罰則

- CISTEC Website: <http://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- 経済産業省Website: http://www.meti.go.jp/policy/anpo/compliance_programs.html

4. CISTECの主な役割・活動の概要

CISTECとは

- 日本における安全保障輸出管理についての唯一の非営利・非政府機関
- 設立:1989年
- 法人会員数:479社(2018年8月1日現在)
- 大学会員数:44大学(2018年8月1日現在)

CISTECの基本理念・目的

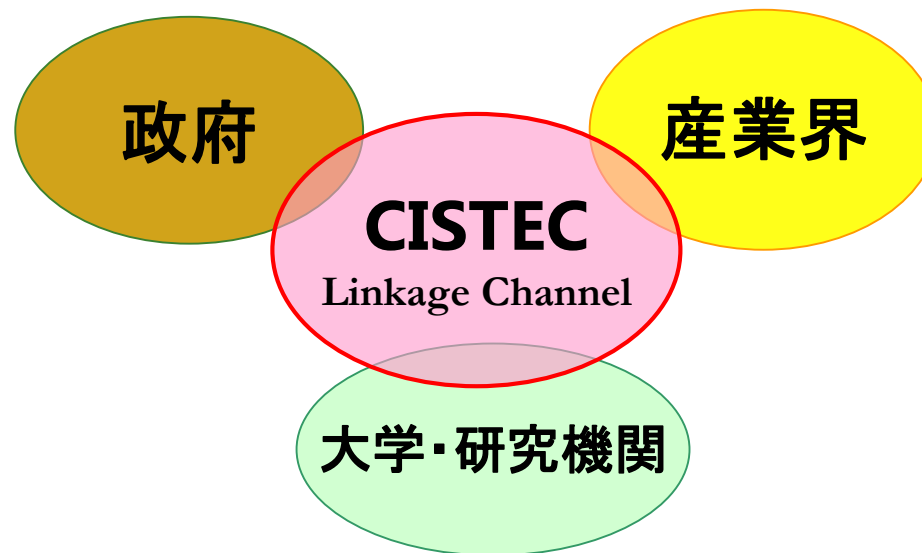
CISTECは安全保障輸出管理に関し「産・官・学のリンケージチャンネル」として有効に機能することを通じ、



「合理的で実効ある安全保障輸出管理」を実現し、



「世界平和」に貢献



CISTECのリンケージ機能

■ 対政府（経済産業省等）

- ・専門的技術、ビジネスアドバイス
- ・政府方針の産業界への事前説明や打診
- ・産業界、アカデミアの見解、要望の説明
- ・企業との対話機会の提供

■ 対産業界・アカデミア

- ・意見の調整や集約
- ・全産業界を代表して政府に提言や要請
- ・経済産業省との対話機会の提供

CISTECの主要な役割

1. 輸出管理に関する調査研究・産業界の意見の集約等

- 貨物・技術の基礎的資料・情報の収集と調査・分析
- 輸出管理に関する内外法制度の調査・研究
- 産業界の意見取り纏めと政府への提言

2. 企業の輸出管理業務の支援

- 個別相談受付による支援サービス
- 該非判定支援サービス
- 輸出管理体制構築支援・監査支援サービス
- 輸出管理ツール(パラメーターシート、ガイダンス等)提供
- 輸出管理セミナー実施・社内研修への講師派遣
- 輸出管理実務能力認定試験の実施

CISTECの主要な役割(2)

3. 輸出管理に関する情報提供

- ・安全保障情勢、懸念顧客等に関する情報(海外輸出管理法令情報含む)の提供
(Web、機関紙(CISTECジャーナル)、ガイドンス・書籍等)

4. 輸出管理に関する国際協力

- ・アジア輸出管理セミナー(毎年1回)開催(政府との共催)
 - 第25回(本年2/27~3/1開催):
アジア・欧米主要国政府・4国際レジーム・国連等出席
- ・輸出管理国際会議・セミナーへの講師派遣
- ・アジア・欧米の政府・産業界等への訪問調査・交流団の派遣・意見交換、交流

ご清聴有り難うございました